

大阪市環境影響評価専門委員会 次第

令和7年8月7日（木）10時00分～
ウェブ会議

議 題

- 1 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書について（諮問）
- 2 環境影響評価技術指針の改定について（諮問）
- 3 その他

【資 料】

- 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿【資料1】
- 大阪市環境影響評価専門委員会規則【参考】
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書について（諮問）（写し）【資料2】
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書説明資料【資料3】
- 大阪市環境影響評価専門委員会部会構成【資料4】
- 環境影響評価技術指針の改定について（諮問）（写し）【資料5】
- 環境影響評価技術指針の改定について（説明資料）【資料6】
- 環境影響評価技術指針の改定について（新旧対照表）【資料7】
- 現行の環境影響評価技術指針【資料8】

【事前配布資料】

- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書（要約書）
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書のあらまし

大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

氏 名	現 職 名	専門分野
荒 木 修	関西大学法学部 教授	行政法
魚 島 純 一	奈良大学文学部文化財学科 教授	保存科学・文化財学
梅 宮 典 子	大阪公立大学 名誉教授	建築環境
岡 絵 理 子	関西大学環境都市工学部建築学科 教授	都市計画、環境デザイン
岡 崎 純 子	大阪教育大学教育学部 特任教授	植物分類学
貫 上 佳 則	大阪公立大学大学院工学研究科 教授	環境工学
亀 甲 武 志	近畿大学農学部水産学科 准教授	魚類生態学、生物資源保全学
木 元 小 百 合	大阪産業大学建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 教授	地盤工学
塩 見 康 博	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授	交通工学・交通計画
嶋 寺 光	大阪大学大学院工学研究科 教授	大気環境工学
竹 村 明 久	関西大学環境都市工学部建築学科 准教授	空気環境計画
花 嶋 温 子	大阪産業大学建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 教授	資源・廃棄物循環計画
藤 田 香	近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授	環境経済学
松 井 孝 典	大阪大学大学院工学研究科 助教	環境・エネルギー工学
山 口 弘 純	大阪大学大学院情報科学研究科 教授	情報ネットワーク学
山 本 浩 平	京都大学大学院工学研究科 講師	大気環境工学

※任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日まで。

大阪市環境影響評価専門委員会規則

平成10年7月30日

規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第36条第6項の規定に基づき、大阪市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第3条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日規則第83号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第116号) 抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大環境第 e-265 号
令和 7 年 8 月 7 日

大阪市環境影響評価専門委員会
会 長 貫 上 佳 則 様

大阪市長 横 山 英 幸

南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書について（諮問）

標題について、環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定により、令和 7 年 7 月 17 日付けで大阪府知事から環境の保全の見地からの意見について照会がありましたので、市長意見を述べるにあたり、大阪市環境影響評価条例第 37 条の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

大阪市環境影響評価専門委員会部会構成（敬称略）

部 会 名	専 門 委 員	連 絡 会 委 員 等
総 括	貫上 佳則 藤田 香 荒木 修	計画調整局計画部都市計画課長 環境局総務部企画課長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長 環境局環境管理部土壌水質担当課長 大阪港湾局計画整備部計画課長
大 気 大気質 気 象（風害を含む） 地球環境	塩見 康博 嶋寺 光 山本 浩平	計画調整局建築指導部建築確認課長 健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長
水質廃棄物 水質・底質 水 象 地下水 土 壤 廃棄物・残土	貫上 佳則 木元小百合 花嶋 温子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部土壌水質担当課長 環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長 建設局下水道部下水道資源循環課長
騒音振動 騒 音 振 動 低周波音	塩見 康博 松井 孝典	環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長
地盤沈下 地盤沈下 地 象	木元小百合	環境局環境管理部土壌水質担当課長
悪 臭 悪 臭	竹村 明久	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境規制課長
日照阻害 日照阻害	梅宮 典子	計画調整局建築指導部建築確認課長
電波障害 電波障害	山口 弘純	都市整備局住宅部設備担当課長 都市整備局企画部設備担当課長
陸生生物 動 物 植 物（緑化） 生態系	岡崎 純子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 建設局公園緑化部調整課長
水生生物 動 物 植 物 生態系	亀甲 武志	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長
景 観 景 観 自然とのふれあい活動の場	岡 絵理子	計画調整局計画部都市景観担当課長 建設局公園緑化部調整課長
文化財 文化財	魚島 純一	教育委員会事務局総務部文化財保護課長
大阪市環境影響評価専門委員会事務局		環境局環境管理部環境管理課

（令和6年8月1日現在）

大環境第 e-264 号
令和 7 年 8 月 7 日

大阪市環境影響評価専門委員会
会 長 貫 上 佳 則 様

大阪市長 横 山 英 幸

環境影響評価技術指針の改定について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第 6 条第 2 項の規定に基づく環境影響評価技術指針の改定にあたり、同条第 3 項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

環境影響評価技術指針は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるために必要な技術的事項を示したもので、平成 11 年 4 月に策定し、関係法令の改正等に伴い、適宜改定を行うことにより、大規模事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮がなされるよう環境影響評価を行っているところです。

令和 5 年 3 月に改定した現行の環境影響評価技術指針の後、国では、令和 6 年 5 月に、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を目的とした「第六次環境基本計画」を策定し、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理等の重点的施策を着実に推進することとしています。

本市では、「第六次環境基本計画」の策定をはじめ、環境を取り巻く国内外の動向等を踏まえて、令和 7 年 3 月に環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」を改定し、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた取組を加速することとし、大規模事業については、事業の計画段階からあらゆる環境側面への配慮を促すことにより、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進することとしています。

このような状況を踏まえ、大規模事業に係る環境の保全等への適正な配慮を充実させるとともに、環境影響評価については「大阪市環境基本計画」がめざすビジョン等と整合性を図る必要があると考えております。

こうしたことから、事業者が配慮すべき事項の追加など環境影響評価技術指針の改定について、専門的・技術的な見地からご検討いただきたく、貴専門委員会に諮問します。